

国民健康保険税について

保険年金課 ☎66・1172

所得割額の算定方法が変わります

国民健康保険は、相互扶助を目的とした医療保険制度であり、皆さんが負担する国民健康保険税を主たる財源としています。

その国民健康保険税は、世帯主およびその世帯に属する被保険者について算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額が課税されますが、平成15年度分国民健康保険税から、所得割額の算定方法が、次のように改正されました。

- ① 給与所得特別控除（給与所得に係る収入額の10分の5の金額 上限2万円）を廃止
- ② 65歳以上の公的年金受給者に係る公的年金等特別控除（17万円）を廃止
- ③ 長期および短期譲渡所得の特別控除の適用
- ④ 青色事業専従者給与等を必要経費に算入
- ⑤ 上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除の新設

納付書は一括して送付します

国民健康保険税は、1年間の税額を年8回に分け、皆さんに納付していただいています。昨年度まではそれぞれの納付時期に納付書を送付していましたが、平成15年度からは、4月に第1期・第2期分、8月に第3期から第8期分の納付書を一括（ブックイング方式）して送付します。納付書は大切に保管し、納期限ごとに切り離さずお近くの金融機関で納付してください。郵送料の経費節減のため、ご協力をお願いします。

なお、口座振替世帯については、4月および8月に各納期ごとの国民健康保険税額をお知らせいたします。

所得の申告は必ず！

所得が一定額以下の世帯が受けられる国民健康保険税の軽減や減免は、所得税または市県民税の申告がされていないと適用が受けられません。収入がなかった方や少なかつた方、非課税年金（障害基礎年金、遺族年金など）を受けている方なども同様ですので、昨年中の収入・生活状況を申告してください。詳しくは保険年金課国民健康保険税担当へお問い合わせください。

規制対象車を所有の事業者の方へ 最新規制適合車等早期代替促進費補助制度を ご利用ください！

環境課 ☎66・1122

市では、大気環境の改善を図るため、「自動車NOx・PM法」に基づく車種規制を受けるディーゼル車を廃車し、最新規制適合車に買い替えをするとき、車両購入費の一部を補助します。

補助を受けることができる方
市内に工場または事業場を有し、引き続き6ヵ月以上同一の事業を営む次の方です。

- ・ 中小企業（個人経営および農業などの個人を含む）
- ・ 学校施設設置者
- ・ 児童福祉施設設置者
- ・ 医療施設設置者
- など

対象となるディーゼル車

- ・ 普通貨物自動車
- ・ 小型貨物自動車
- ・ 大型バス
- ・ マイクロバスとこれらに準ずる特種自動車（特殊自動車と乗用車は対象となりません）

補助の主な要件

自動車NOx・PM法に規定する最終使用期日より2

年以上早期に廃車（15条抹消登録）し、最新規制適合車の新車に買い換えること。

補助金の額

車両本体価格の10%（千円未満は切り捨て）で100万円を上限とします。ただし、補助が受けられるのは、1事業者当たり1台限りです。

申請について

- 申請期間…5月12日（月）～23日（金） 午前8時～午後5時
- 申請方法…申込書に必要書類を添えて環境課（市役所新館2階）へ提出してください。この制度の関係様式・要綱・要領などは環境課にあります。また、環境課のホームページからもダウンロードができます。

※申請期間中の申し込み分では予算の範囲を超えた場合には公開抽選となります。詳しくは環境課へお問い合わせください。

環境課ホームページ

<http://www.city.ganagori.acchi.jp/sangyou/kankyou>

今月の納税

国民健康保険税（1期分）

介護保険料（1期分）

納期限 4月30日

◎口座振替払の方は預金残高の確認をお願いします。

4月の市政ビデオニュース

放映は市役所、市民病院、東部・西部市民センター

- ① 第20回福祉まつり
 - ② 平成14年度蒲郡市消防団観閲式
 - ③ どたばた手織場展
後半
- ① 形原漁港大橋が開通

お気軽にご相談ください

相談は無料。秘密厳守です。

場所 ● 勤労福祉会館相談室

よろず相談

とき 4月14日（木）・28日（木） 午前10時～午後3時
相談員 民生児童委員

法律相談（予約制）

とき 4月18日（金） 午後1時～4時
相談員 弁護士 ※予約受付は4月7日（木）からです。

問合せ先 両方ともに ☎69・3911